

令和3年(ネ)第151号 損害賠償請求控訴事件

(原審:福島地方裁判所いわき支部平成25年(ワ)第252号、平成26年(ワ)第101号、平成27年(ワ)第34号、平成29年(ワ)第85号、令和元年(ワ)第274号)

控訴人兼被控訴人及び控訴人(第一審原告) 菅野 清一 外

被控訴人兼控訴人(第一審被告) 東京電力ホールディングス株式会社

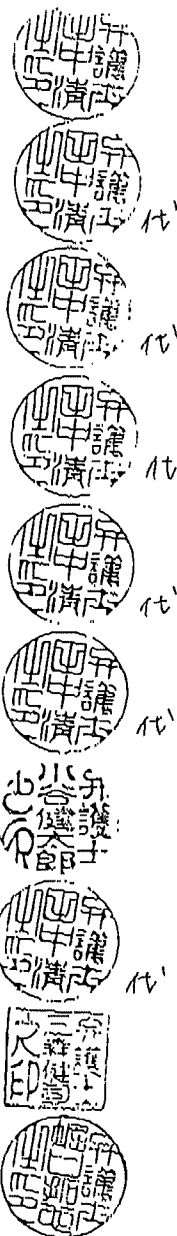
控訴答弁書

令和3年12月17日

仙台高等裁判所第3民事部 御中

被控訴人兼控訴人(第一審被告) 訴訟代理人

弁護士	田 中	清
同	棚 村	友 博
同	金 山	伸 宏
同	田 中	秀 幸
同	中 嶋	乃 扶 子
同	青 木	翔 太 郎
同	小 谷	健 太 郎
同	川 見	唯 史
同	三 森	健 司
同	堀 口	拓 也
		外



第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 第一審原告らの本件各控訴をいずれも棄却する
 - 2 控訴費用は第一審原告らの負担とする
- との判決を求める。

なお、本件につき仮執行の宣言を付することは相当でないが、仮にこれを付す場合には、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が第一審被告に送達されたあと14日を経過した時とすること
- を求める。

第2 第一審原告らの主張に対する反論及び第一審被告の主張
追って準備書面において主張する。

以上